

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	労働雇用課	整理番号	5-5-1
許認可等の種類	雇用管理改善計画の認定			
根拠法令条例等・条項	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第1項			
許認可等の概要	介護労働者雇用管理改善計画の認定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)            介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律            (改善計画の認定)</p> <p>第八条 事業主は、介護関係業務に係るサービスで現に提供しているものと異なるものの提供又は介護事業の開始に伴いその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために実施する労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善に関する措置(以下「改善措置」という。)についての計画(以下「改善計画」という。)を作成し、これをその主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 改善措置の目標</p> <p>二 改善措置の内容</p> <p>三 改善措置の実施時期</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その改善計画が、当該事業主が雇用する介護労働者の雇用管理の改善を図るために有効かつ適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行令            介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(以下「法」という。)第八条第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 改善計画が、当該事業主が雇用する介護労働者の雇用管理の改善を図るために有効かつ適切なものであること。</p> <p>二 当該事業主が改善計画を達成する見込みが確実であること。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日			
期間の制定根拠	—			